早めにすっきり　確定申告

所得税の確定申告は　正しくお早めに

平成13年分の所得税の確定申告相談期間は、2月18日(月)～3月15日(金)までとなっています。ただし、税務署の時間外収受箱や郵送による提出は、2月16日(土)から利用できます。

申告期限間近になりますと、申告会場は大変混雑します。申告書の書き方が分からないなどの場合には、早めに相談して申告を済ませましょう。

所得税の確定申告の相談においでの際は、次の書類等をお持ちください。

○申告書、印鑑
○筆記具、計算器具
○金融機関名、口座番号の分かる書類
○社会保険料、生命・損害保険料証明書、その他所得控除を受けるための書類
○次のような所得金額を計算できる書類など…

▼事業所得や不動産所得のある人など
・収支内訳書または収入金額、必要経費などが分かる書類

▼給与所得のある人
・源泉徴収票（コピー不可）
・源泉徴収票の住所が現在の住所と異なる場合は、住民票の写し

▼年金を受給している人
・公的年金等の源泉徴収票（コピー不可）

▼土地や建物などを売った人
・売買契約書
・取得価格の分かる書類
・仲介手数料などの譲渡費用の分かる書類

▼その他の収入のあった人
・収入金額の分かる書類など

申告書の提出は郵送で

確定申告書の提出は、郵送が便利です。できるだけ郵送での提出にご協力ください。

▼あて先
〒951―8685
新潟市営所通2番町692番地の5
新潟税務署

ご存じですか？　タックスアンサー

税金のことで疑問や分かりにくいことはありませんか。

タックスアンサーは、税金に関する相談に、コンピュータが自動的にお答えする電話サービスです。日曜・祝日も含め毎日24時間ご利用になれ、大変便利です。

ご利用に必要なコード表は、税務署や町役場の窓口にありますが、NTTの電話帳にも一部が掲載されています。

また、インターネットでも同様のサービスがあります。

《タックスアンサーの電話番号》
☎223―2299

《インターネットアドレス》
http://www.taxanser.nta.go.jp

確定申告相談会場

◎確定申告に関する相談の方（譲渡所得や贈与税の相談を除く）

▼会場　新潟県商工会館7階
場所は下図参照

▼日時・受付時間
2月1日(金)～3月15日(金)
午前9時～午前11時
午後1時～午後3時30分
2月15日(金)までは還付申告のみ受け付けています。

◎確定申告に関する相談の方

▼会場　新潟税務署

▼日時・受付時間
2月18日(月)～3月15日(金)
午前9時～午前11時
午後1時～午後4時
両会場とも土曜日、日曜日、祝日は除きます。

受付時間は、都合により変更となる場合があります。

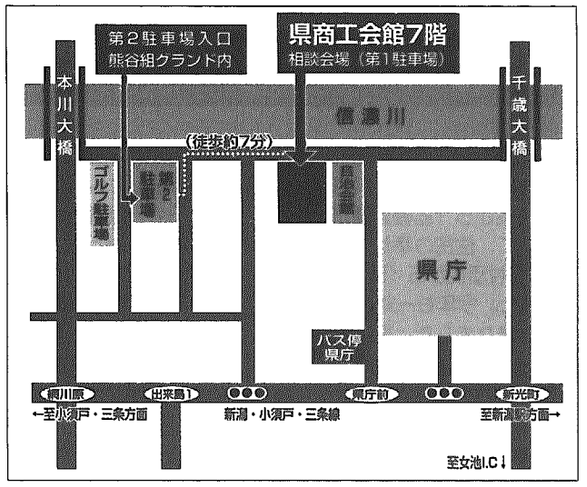

県商工会館会場へお越しの際は、熊谷組新光グラウンド内に無料駐車場を設置しましたので、ご利用ください。
本年は、昨年のプラーカ3会場を開設しませんので、ご注意願います。

税理士による　還付申告無料相談

2月5日から7日までの3日間、税理士事務所において、次のような小額な還付申告相談及び申告書の作成を無料で行いますので、最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡のうえ、お出かけください。

▼利用できる方
①年金を受けておられる方
②給与所得者で医療費控除を受けようとされる方

▼問い合わせ
関東信越税理士会新潟支部
☎222―6862
（2月7日までの午前9時30分から午後4時まで）

還付申告と納税相談

町では、給与所得者で「医療費」「住宅借入金等の特別控除」等の還付申告及び公的年金受給者の還付申告や初めて営業をやられた方の納税相談を行います。

還付申告については、広報2月号の折り込みチラシをご覧ください。

区分	相談日・対象地区		時間・会場
給与所得者で、住宅借入金等特別控除、医療費控除等の還付申告者の納税相談	2月6日(水) 2月8日(金)	全町	●時間 午前9時～11時 午後1時～4時 ●会場 横越町役場 多目的ホール
初めて営業をされた方で、比較的小規模な営業所得者の納税相談	2月19日(火)	全町	
農業所得者の納税相談	3月1日(金) 4日(月) 5日(火) 6日(水) 7日(木)	上町・中央 東町・川根町 茜ケ丘・十二前 沢海・阿賀野 木津・二本木 小杉・平山 藤山・駒込 うぐいす	
住民税対象者の納税相談	3月8日(金) 11日(月) 12日(火) 13日(水) 14日(木)	上町・中央 東町・川根町 茜ケ丘・十二前 沢海・阿賀野 木津・二本木 小杉・平山 藤山・駒込 うぐいす	

住民税の申告について

所得税の確定申告者以外の方で、住民税の申告が必要と思われる方に申告書を発送いたしますが、的確に把握できないため、広報2月号の折り込みチラシの「手引き」をお読みいただき、該当する方は相談日に納税相談会場にお出でください。

固定資産課税台帳の縦覧期間について

平成14年度の課税に係る固定資産課税台帳を、次の期間に限り、固定資産の所有者およびその関係者に縦覧します。

▼期間　3月1日(金)～3月29日(金)(土曜日・日曜日・祝日は除きます。)

▼時間　午前8時30分～午後5時15分

▼場所　役場　町民税課

平成14年4月から国民年金保険料の納付先が国になります

現在、その年度の保険料は、金融機関や町役場窓口に納めていただいていますが、平成14年4月からは、国（社会保険庁）に納めていただくことになります。これに伴い、町役場窓口での納付はできなくなります。

●主な変更点
・納付書は、社会保険庁から被保険者あてに送付されます。
・全国の金融機関・郵便局で口座振替、納付ができます。

現在、口座振替をご利用の方には、4月以降の振替口座等を2月から3月にかけて文書で確認させていただきます。内容に変更がなければ、手続きは必要ありません。

平成13年度分の保険料については、平成14年4月30日まで、市町村の発行した納付案内書で納められます。

誤解していませんか？　公的年金のこと

Q　公的年金は、つぶれるのでは？

A　公的年金は、現役で働く人たちが得た収入の一部で、高齢者の老後の生活を支え、そして、自分が高齢者になった時には、次の世代の人たちから支えてもらうこと（世代と世代と支え合い）が繰り返し行われます。つまり、年金は社会の生産活動（経済）の一部により成り立っているため、経済活動が続く限り、公的年金は決してつぶれることはありません。

Q　国民年金は、頼りにならないのでは？

A　老後をあらかじめ何歳まで生きられるのか、また、賃金や物価の上昇などの経済社会の変動を予測するのは不可能なため、貯蓄や子どもからの仕送りで備えるのは難しいことです。これに対して国民年金は、終身年金で、完全自動物価スライド制により、そのときの年金額の実質価値を保障しています。また、障害年金や遺族年金もあり、若い人たちにも頼りになります。

被保険者の種別が変わったときは種別変更の届出が必要

国民年金の被保険者は、職業などによって次の3種類に種別が分けられます。

○第1号被保険者
次の第2号・第3号被保険者以外の20歳以上60歳未満のすべての方。（自営業者・学生等）

○第2号被保険者
厚生年金保険・共済組合に加入している方。（サラリーマン・公務員等）

○第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方。

就職・退職・結婚などによって、種別が変わった場合は、届出が必要です。この届出をしないと、将来もらう年金の額が減ったり、年金をもらえなくなる場合があります。

被保険者の種別が変わった場合は、町の国民年金担当窓口で、忘れずに種別変更の届出をしましょう。

国民年金については、町民生活課へお問い合わせください。